

平成 21 年 12 月 22 日

## 「平成 22 年度税制改正大綱」について

社団法人 不 動 産 協 会

理 事 長 岩 沙 弘 道

(三井不動産(株)社長)

住宅・不動産関連税制は、国民生活および日本経済にとって大変重要な制度であり、住宅取得資金贈与の非課税枠拡大をはじめ、各種税制特例の拡充・延長が認められたことを高く評価したい。ご尽力いただいた前原国土交通大臣をはじめ国土交通省政務三役の皆様にはまずはお礼申し上げたい。

贈与税非課税枠の拡大は、シニア世代が保有する金融資産を住宅・不動産投資に向け、若年層の住宅取得や二世帯住宅の建設・改修を通じ子育てを支援するという点で、大変効果的な措置であり、同時に、新築住宅着工戸数の回復が期待でき、その経済波及効果から内需拡大・雇用創出にも貢献できる。

また、居住用財産の買換え特例や譲渡損失繰越控除の特例の延長が認められ、引き続き、住み替え支援策が講じられたことは喜ばしい。

さらに、新築住宅の固定資産税軽減特例については、今後1年間で優良ストック重視への見直しを検討していくことを条件に延長が認められたが、住宅購入者にとって欠かすことのできない制度として、およそ50年にわたり定着しており、むしろ恒久化すべき制度であると考えている。

今回の税制改正を踏まえ、不動産業界としても、今後とも、安心・安全な住宅の供給、都市・地域再生の推進、既存住宅ストックの質の向上、住宅・不動産市場の活性化、地球環境問題等への対応に全力で取り組み、これらを通じて国民生活の向上と日本経済の発展に努めて参りたい。

以 上